



吹田警察署

令和7年

交番だより

8月

吹田警察署 06-6385-1234

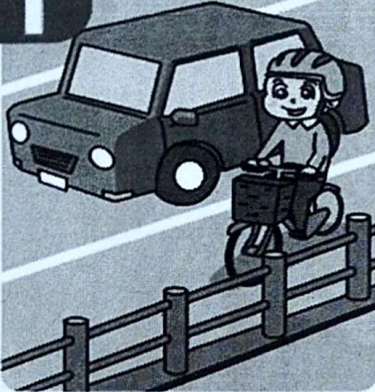
8月は夏休み期間です。

交通ルールを守って楽しく 過ごしましょう！

もしもの事故発生時に…被害を軽減！

全年齢ヘルメット!!

1



車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2



交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認

3



夜間はライトを点灯

4



飲酒運転は禁止

自転車安全 利用五則

(令和4年11月1日改定)



5



ヘルメットを着用

あなたのまちの交通事故マップ

交通事故発生状況を
誰でも いつでも 詳しく！ 見やすく！
分かりやすく！



ぜひ見てね！

回 覧

【複製(コピー)可】

令和7年度の吹田市補助事業がスタート!

上限1万円キャッシュバック!!

令和5・6年度累計申請件数 約1700件!

特殊詐欺被害防止のため

防犯機能付き電話機

購入・設置・補助金申請

先着800台

吹田警察署員がお手伝い!!

大阪府安全なまちづくり条例が改正されました

被害防止のための対策強化は、次の4項目となります

対策1 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります
高齢者(65歳以上)の方は通話しながらATMを操作してはいけません



令和7年8月1日施行

対策2 金融機関による通報等

金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを感じた場合、警察への通報等の義務があります



令和7年8月1日施行

対策3 ATMでの振込上限額の設定

ATMでのキャッシュカードによる振込みが1日あたり10万円以下に制限されます



※一部例外あり
令和7年10月1日施行
※半年間の経過措置あり

対策4 プリペイド型電子マネー販売時の確認

5万円以上の電子マネー販売時には、特殊詐欺等の被害のおそれがないか確認を行う義務があります
購入者は、確認に応じる義務があります



令和7年8月1日施行

お問い合わせは
吹田警察署生活安全課防犯係まで
06-6385-1234(内線263)